

約書の送付が遅れたため、その間中断していると考えていたこと、②また、申込金は預り金と理解していたこと、③従つて、一〇万円の返還を求める、と主張した。

これに対し、乙は、①購入予約申込書にキヤンセルは八日以内となつており、また、コンサルタント契約約款では、買主の都合による解約は乙の受領後一〇日を経過したときは、いかなる理由でも返還しないとなつていること、②本件申込は、一二月六日であるが、甲の解約申込書の提出は一二月二三日でキヤンセルの期限を過ぎており、甲のいう中断は法的中斷にあたらないこと、③実質的にも種々経費がかかっていること、④従つて、一〇万円の返還はできない、と主張した。

委員より、甲に対して、投資目的用の海外不動産取引とはいえ、不動産取引に関しては、素人ではないのであるから、慎重に対応する必要があったこと等を指摘するとともに、一方、乙に対しては、本件コンサルタント契約は実質的には媒介契約であり、媒介契約は成功報酬であるところ、本件は売買契約の成立に至つていないこと等を指摘し、両当事者に一部返還など考えられないか譲歩を求めたが、甲があくまで申込金の全額返還を要求し、全額返還できなければ妥協できないと主張した。

のに対し、乙は、半額ならば応じるが、全額返還には応じないと主張したため、調整

不可能と判断し、両当事者の同意を得て、やむを得ず打切りとした。

特定紛争案件／七年度第七号のあらまし

建物（築十四年）の不同沈下をめぐるトラブル 伊藤隆之

一 事案の概要

買主甲は、昭和五六年一〇月七日、売主業者乙から新築の建売住宅（木造二階建、延べ面積一一五・一〇m²）を代金五、四二〇万円で買い受け、昭和五七年三月に引渡しを受けて、入居した。

平成二年頃から一階西側台所の窓硝子サッシが閉まらなくなり、鍵がかからなくなつた。平成七年秋には、二階同上部の窓硝子サッシが閉まらなくなり、隙間ができる、暖房が効かず、時には就眠にも支障をきたす状態になり、壁面にも亀裂等が生じた。

二 調整手続の経過

委員二名（弁護士一名、建築二名）により甲が一級建築士丙に調査を依頼したところ、五回の調整を行つた。

調整の過程で、甲は、①平成二年頃から硝子のサッシが閉まらなくなり、平成七年に

なり広めのクラックと外壁仕上げに大きな亀裂の存在が推定できる。②その原因は、建物中央部地盤の不同沈下によるものと判定される」との報告があつた。

そこで甲は、乙に調査と補修を要求したところ、乙は、「不同沈下は宅地造成後初期に発生するのが一般的であり、また、瑕疵担保期間やアフターサービスの慣行に照らして要望には沿いかねるが、公正な第三者の判断を仰ぎたい」と主張したため、紛争になつた。

なると、隙間ができて、冬には風が入り、寒くて眠れないこと、②この原因是、地盤の不 同沈下によるもので、造成時盛土について適 切な処置がとられなかつたものであること、 ③従つて、乙は売主業者として責任をとり、 地盤を強化し、建物をきちんとして欲しい、 と主張した。

これに対し、乙は、①本件宅地は、盛土で コンクリートの布基礎で施工しているが、造 成時宅地造成等規制法の許可を受け、検査済 証も下りてゐること、②地盤沈下は、通常二 ヵ三年、長くとも五年程度でおさまるが、本 件は十数年たっていること、③本件宅地近く では、その後新たな宅地造成に伴い、遊水池 も造られ、水の流れが変わつたことも考えら れるし、また、地震等の影響も考えられるこ と、④しかし、現場を見たうえで検討したい と主張し、乙の立会いの下に、設計コンサル タント会社に依頼して、五月一八日現地調査 を行つた。その結果、沈下の原因はわからな いが、本件建物は最大で四三度傾いているこ とが判明した。同時に、修理方法について、 同会社から、床の下がつてゐる部分をジャッ キアップし、居間の床板の修復と土間のコン クリートの打直しをするよう提案があり、三〇〇万円の見積書が提出された。

この調査報告書及び見積書を検討した結果、 甲も同修理方法により修理することに同意し、 同社に発注することにして、経費の負担等が 問題となつた。

乙は、経費については、瑕疵担保期間も経

過しており、法的な責任はないが、甲に迷惑 をかけているので、一〇〇万円負担すると申 し出た。しかし、甲は、乙の二〇〇万円の負 担を求め、あわせてコンサルタント会社の工 事について乙の保証等を求めた。

乙は、コンサルタント会社への発注は甲が 行うことで、乙としては関与できないと拒否 した。結局、甲も保証については断念し、金 額については、委員が調整して、一五〇万円 で両者が同意し、和解に達した。

三 和解の内容

- ① 乙は、甲に対し、本案件にかかる解決 金として、金一五〇万円を平成八年八月末 日限り甲の指定した口座に振り込み送金し て支払う。
- ② 乙は、甲に対し、前記の支払いを遅滞し たときは、期限の利益を失い、期限の利益 を失つた日の平成八年九月一日から支払済 まで年一割の割合による遅延損害金を支払 う。

③ 甲及び乙は、本案件及びこの和解契約に ついて、第三者にその内容を漏らしてはな らない。

④ 甲及び乙は、本案件に関し、前各条項に 定めるほか何らの債権債務のないことを相 互に確認する。

⑤ 甲及び乙は、本和解条項に定めるほか互 いに本案件に関し、裁判上、裁判外を問わ ず、一切の請求及び異議申立てをしないもの とする。

⑥ 甲は、本案件に関し、建設省へなした乙

への申立を取り下げる。